

医療安全職員全体研修受講率

算式

医療安全職員全体研修受講者数/全職員 × 100 (%)

対象

病院に勤務する全職員（病院籍の職員および診療に従事する研究科籍の職員）

考察

医療法においては、医療機関に対して安全な医療の提供が義務づけられており、その中には医療安全を確保するための指針の策定や、職員に対する研修の実施が含まれる。当院の医療安全管理指針でも、医療安全の基本的な考え方や具体的な方策について職員への周知徹底を行うことで、職員一人ひとりの安全意識向上、安全な業務遂行に必要な技能の向上、さらに多職種が連携してチーム医療を提供するための知識と技能の獲得を目指している。近年、職員の受講率は年々上昇しており、2023年度には全職員が受講する体制が整い、当院における医療安全に関する知識や技能の向上に大きく貢献していると考えられる。

計画

医療機関全体で共通する安全管理に関する内容については、今後も年3回程度の定期的な研修を実施する。また、重大な医療事故が発生した場合には、必要に応じて緊急の研修を開催する。特定機能病院として、医療安全管理システムの理解を促進し、安全管理に不可欠な基本的ルールを全職員が継続して遵守できるよう、積極的な受講を引き続き推進していく。

